

# 資産活用お役立ち情報 vol.3

新しい年を迎えました。本年もリベストの資産活用部をどうぞ宜しくお願い申し上げます。株式会社リベストでは、お客さまのご所有不動産に対する、事業企画の立案や、相続対策の支援を行っております。多くのお客さまに、資産活用部を知って戴こうと、情報発信をすることに致しました。この情報発信がお客さまの資産活用に役立てば幸いです。

## 暦年課税贈与と相続時精算課税

- 平成27年1月からの相続税の基礎控除縮小により、基礎控除額を超える財産を持つ方が増えてきます。基礎控除を超えるということは、相続税がかかる、ということです。その対策のために、まず、考えられることは、生前にできるだけ財産を減らしていく、ということです。1つには、自分で使っていく、ということです。自分で作った財産ですから、できれば自分で使いたいものですね。使い途は人それぞれですので、これには、特に言及しません。
- そして、もう1つは、生前に子や孫に財産を移していく、ということです。最もポピュラーなやり方は、贈与をする、ということです。贈与のやり方には、暦年課税贈与と、相続時精算課税贈与があります。また、事業をしている方には、事業承継税制による贈与もあります。
- 暦年課税贈与は、皆様が通常知っている贈与です。いわゆる年110万円までは、贈与税がかからない、というものです。この年というのは、1月～12月の暦年を単位として判断します。これは、もらう方が110万円まで非課税ということで、あげる方は、何人にあげてもいいわけです。
- たとえば、子供3人と、孫6人に110万円ずつ贈与すれば、年間で990万円の財産を、無税で移していくことができます。これを10年続ければ、9,900万円ものお金を無税で減らしていくことができるのです。相続税率が50%適用される人であれば、約5,000万円もの相続税を払うことなく、財産を下の世代に移すことができます。やはり、この暦年贈与は、相続税対策の基本、と行うことができるでしょうね。
- これに対して、相続時精算課税は、相続時に精算することを前提に、贈与の時には贈与税をかけない、という制度です。その枠は、2,500万円まであります。すなわち、2,500万円まで親から子に贈与をしても、贈与税は、一切かからないのです。一見すると、暦年課税贈与よりも、

全然いいじゃないかと、思われるかも知れません。

- しかし、この贈与した金額は、親が亡くなった時の相続税の計算において、相続財産として入れないといけなわけです。すなわち、贈与税はかからないけど、相続税はかかる、ということです。相続税は基礎控除も多いし、税率も贈与税より格段に低いので、メリットはあります。親の財産を、相続の時まで待たずに、生前に相続できるということですね。ただし、相続税は払うわけですから、相続税の節税になったということではありません。早く財産をもらえた、ということに過ぎません。
- その点、暦年課税贈与は、毎年あげればなしでいいわけですから、年110万円の範囲であれば、贈与税も相続税もかかりません。これは節税になる、ということですね。財産の多い方は、相続税率も高くなりますから、毎年の贈与を110万円以上して、低い税率の贈与税を払ったとしても、その方が、得な場合もあります。

## 相続時精算課税選択時の注意点

- 1つ注意点があります。一旦、相続時精算課税を選択すると、暦年課税贈与は使えなくなる、ということです。毎年の110万円の非課税枠が、なくなってしまうのです。その親と子の間では、生涯2,500万円という枠の中で、贈与をするならしてください、ということになります(なお、他の者からの贈与には110万円の非課税枠は使えます)。そして、累計で2,500万円を超える贈与をした場合には、その超えた部分の金額には、20%の贈与税がかかります。このような制度が、相続時精算課税制度です。親の財産を、まとめた金額で早目に子が使いたい、というような場合には、相続時精算課税がいいでしょうね。ということで、今回はここまでいたします。
- 株式会社リベスト提携税理士法人  
東京メトロポリタン税理士法人 税理士 北岡修一



株式会社 **リベスト**  
資産活用部  
東京都知事免許(12)第23632号

〒180-0004 東京都武蔵野市吉祥寺本町1-15-2 ダイアパローレビル6階 FAX.0422(21)0512  
**TEL. 0422-22-8111**  
(社) 首都圏不動産公正取引協議会加盟 (社) 東京都宅地建物取引業協会会員